

## 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付手続きについて

持ち物 国民健康保険証、認印（世帯主のもの）、認定証の更新をするかたは現在お持ちの認定証

手続き場所 国保年金課（市役所本館1階7番窓口）

※初めて認定証の交付を受けるかたは、入院が決まり次第手続きをお願いします。なお、更新の手続きをするかたは8月31日までに手続きをお願いします。

※入院した月内に病院の会計窓口にて認定証の提示をしなければ適用されません。また、入院費をお支払いした後に認定証の提示をしても適用されませんので、お早めに交付手続きをしてください。

問い合わせ先 国保年金課国保給付係（☎②③ 5111 内線 248）

### ■限度額適用認定証とは

70歳未満のかたが対象で、そのかたの限度額がどの区分に該当するかを証明したものです。

#### 入院費の限度額（1月当たり）

区分	限度額
A 上位所得世帯	150,000円 + 【(総医療費 - 500,000円) × 0.01】 (83,400円)
B 一般世帯	80,100円 + 【(総医療費 - 267,000円) × 0.01】 (44,400円)
C 市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

※（ ）は年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額です。

### ■標準負担額減額認定証とは

年齢を問わず、非課税世帯のかたが対象で、そのかたが入院時に食事代の減額に該当するかを証明したものです。

#### 入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

区分		負担額	
上位所得者および一般世帯		260円	
市民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
		90日を越える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円
	低所得者Ⅰ	100円	

※低所得者Ⅱは世帯員全員が市民税非課税のかたです。

※低所得者Ⅰは世帯員全員が市民税非課税で世帯全員の各所得金額（年金の所得は控除額80万円として計算）がすべて0円のかたです。

## 十和田市集中改革プランなどの取り組み

平成17年度から21年度までの5カ年を計画期間として策定した十和田市行政改革大綱に基づく集中改革プランなどの取り組みについて、平成20年度の状況をお知らせします。

### 取り組み状況の概要

平成20年度末現在の取り組み状況は、集中改革プラン、実施計画、公営企業集中改革プランを合わせた237項目に対し、約86%となる204項目が実施済みとなりました。このうち、平成20年度の主な取り組み項目は、焼山福祉センターと老人憩いの家の廃止、かねざき保育園の民営化、上下水道料金の見直しなどです。

職員の定員管理の状況は、平成21年4月1日現在の職員数は当初計画していた同日現在の895人の計画に対し、855人となり40人の減となりました。

また、平成20年度までに実施した取り組み項目の財政効果は、全体で約31億400万円の計画に対し、約40億8900万円の実績となり、約9億8500万円の経費節減となりました。

### 取り組み項目の実施状況

平成21年度までの計画①	237件
平成20年度までの実績②	204件
進捗率②/①	86%

### 職員の定員管理の状況

平成17年4月1日の職員数	948人
平成21年4月1日計画①	895人
平成21年4月1日実績②	855人
平成21年度の比較増減②-①	▲40人
平成22年4月1日計画	884人

### 経費節減などの財政効果の状況

平成20年度までの計画①	31億400万円
平成20年度までの実績②	40億8,900万円
比較増減②-①	9億8,500万円

※詳細は、総務課、各公民館、市民図書館、十和田湖支所、市ホームページで閲覧できます。

問い合わせ先 総務課行政文書係（☎②③ 5111 内線 131）